

○財務省告示第二百六十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十七年七月九日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（物価連動・十年）  
（第二十回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札の募入の決定をした後  
に行われる入札であつて、財務  
大臣が各国債市場特別参加者ご  
とに応募限度額を定めるものに  
よる発行（以下「国債市場特別  
参加者・第II非価格競争入札発  
行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募額の高い  
ものからその応募額を順次割り

イ 価格競争  
入札発行

十	九	八						七						六													
発	振	額	最						払						発												
行	替	単	低	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	入	価	行	行	争	非	者	特	国
日	位	位	額	入	札	格	第	参	市	札	格	金	札	格	第	参	市	札	格	第	参	札	格	第	参	市	札
日	位	位	面	札	格	第	参	市	札	格	金	札	格	第	参	市	札	格	第	参	札	格	第	参	市	札	
日	位	位	金	発	競	Ⅱ	加	場	行	争	額	額	発	競	Ⅱ	加	場	行	争	額	額	発	競	Ⅱ	加	場	
平成二十七年七月九日	す	額	の	振	十	四					五	額					額	込					募	各	当		
	る	の	記	替	万	百					千	面					面	み					限	国	て		
	°	整	載	法	円	三					三	金					金	の					度	債	る		
		数	又	の		十					百	額					で	で	の					額	市	。	
		倍	は	規		九					三	で					四	五	の					の	場		
		の	記	定		億					十	四					百	千	の					範	特		
		金	録	に		六					五	十					二	億	の					圍	別		
		額	は	よ		千					億	五					億	円	を					内	参		
		に	よ	る		四					十	億					円	割					に	加			
		よ	る	振		十					万	円					り					お	者				
		も	最	替		万					円					当					い	ご					
		の	低	口		円					円					て					て	と					
		面	額	座		円					円					各					各	の					
		と	金	簿		円					円					申					各	の					
						円					円					各					申	の					





後の利子	払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。	$\frac{\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$	十八 償還期限	平成三十七年三月十日	第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額	ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	二十 元利金支	平成二十七年七月九日	二十一 払込期日	平成二十七年七月九日	二十二 払込期日	平成二十七年七月九日
------	----------------------------------	--	------------	------------	------------------------------	-----------------------------------	------	---------------	------------	------------	-------------	------------	-------------	------------